

山梨県過疎地域持続的発展方針

自 令和3年4月

至 令和8年3月

(令和4年8月変更)

山 梨 県

山梨県の過疎地域



項目	市町村数	人口(人)	面積(km ²)
県全体	27	809,974	4,465
過疎地域	16	109,637	2,543
割合(%)	59.3	13.5	57.0

R2国勢調査による

過疎地域市町村

郡市名	町村・区域名	適用条文			
		2条1項	3条1項	附則 7条1項	
甲府市	旧上九一色村の区域			○	特定市町（経過措置）
山梨市	旧牧丘町、旧三富村の区域		○		
南アルプス市	旧芦安村の区域		○		
北杜市	旧須玉町、旧白州町、旧武川村の区域		○		
笛吹市	旧芦川村の区域		○		
上野原市	全域	○			
甲州市	全域	○			
西八代郡	市川三郷町	○			
南巨摩郡	富士川町のうち旧鵜沢町の区域		○		
	早川町	○			
	身延町	○			
	南部町	○			
南都留郡	道志村	○			
	富士河口湖町のうち旧上九一色村の区域			○	特定市町（経過措置）
北都留郡	小菅村	○			
	丹波山村	○			
	16市町村	9	5	2	

目 次

1 基本的な事項	
（1）過疎地域の現状と問題点	1
（2）過疎地域持続的発展の基本的な方向	9
（3）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	14
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
（1）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	15
（2）移住・定住	15
（3）地域間交流	15
（4）人材育成	16
3 産業の振興	
（1）産業振興の方針	17
（2）農林業の振興	19
（3）地場産業の振興	21
（4）企業の誘致対策	22
（5）起業の促進	22
（6）商業の振興	22
（7）情報通信産業	22
（8）観光又はレクリエーション	23
4 地域における情報化	
（1）地域における情報化の方針	23
（2）電気通信施設の整備	24
（3）情報化の推進	24
5 交通施設の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保	
（1）交通施設の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保の方針	25
（2）県道及び市町村道の整備	25
（3）農道及び林道の整備	25
（4）交通確保対策	26
6 生活環境の整備	
（1）生活環境の整備の方針	26
（2）水道施設、下水処理施設等の整備	27
（3）消防・救急施設の整備	27
7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
（1）子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	28
（2）子育て環境の確保を図るための対策	28
（3）高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	29
（4）児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	30
8 医療の確保	
（1）医療の確保の方針	30
（2）無医地区対策	31
（3）特定診療科に係る医療確保対策	31
9 教育の振興	
（1）教育の振興の方針	31
（2）公立小中学校の統合整備等教育施設の整備	32
（3）集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	33

1 0 地域文化の振興等	
(1) 地域文化の振興等の方針	33
(2) 地域文化の振興対策	34
1 1 集落の整備	
(1) 集落整備の方針	34
(2) 集落の再編整備	35
1 2 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進の方針	36
(2) 地域資源を活用した多様な再生可能エネルギーの導入拡大	36
[附属資料]	

山梨県過疎地域持続的発展方針

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

昭和 45 年の「過疎地域対策緊急措置法」（以下「緊急措置法」という。）、昭和 55 年の「過疎地域振興特別措置法」（以下「振興法」という。）、平成 2 年の「過疎地域活性化特別措置法」（以下「活性化法」という。）、平成 12 年の「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「自立促進法」という。）及び令和 3 年 4 月 1 日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「持続的発展支援法」という。）に基づき、本県においても、国、県、市町村が一体となって切れ目無く過疎対策事業を積極的に実施しているところである。

これまでの 4 次にわたる過疎立法に基づく過疎対策（過疎対策事業債、国庫補助率のかさ上げ、税制上の優遇措置など、各種の支援措置の活用）等により、住民生活を下支えする交通基盤や情報通信基盤の整備、下水道等の生活環境の整備、医療・介護・福祉・教育の機会の確保、産業の振興等に一定の成果が上がっている。

また、近年における過疎地域への移住者の増加、革新的な技術の創出、情報通信技術を利用した働き方への取り組みなど、自立の動きが芽生えている地域もある。

しかし、住民生活の安全・安心の基盤となる生活インフラ（道路、情報通信基盤等）の整備水準などについては、全国との格差がいまだに残っている。

長期にわたり継続している人口の減少、少子高齢化の進展など、他地域と比較して厳しい社会情勢に直面し、農林水産業や建設業など基幹産業の不振、雇用の場の不足、医師不足、生活交通の不足など、依然として多くの課題が残されている。

特に、地理的・地形的条件の厳しい地域においては、集落の小規模化や高齢化により、集落機能の維持や活性化が困難であり、生活扶助機能の低下や耕作放棄地の増加、さらに、公共施設等の老朽化や空き家の増加、定期バス路線等交通機関の廃止や身近な商店の減少等によって日常の買い物が困難な状況に置かれるなど、住民生活の安全・安心に深刻な問題をもたらす状況が生じている。

このように過疎地域を取り巻く環境は厳しい見通しもあるが、一方で、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりや地域に思いを寄せる地域外の人材との継続的かつ複層的なネットワークづくりの取り組みの創出、I o T・I C TやA I、ロボティクスなどの進歩やその利活用の可能性の拡大など、過疎地域を取り巻く環境も変化しており、こうした諸情勢への適切な対応が求められている。

一方、過疎地域に関しては、「食料や水の生産・供給」、「日本人にとっての心のふるさと」、「多様な生態系を持つ自然環境の保全」、「都市とは異なる新しいライフスタイルが実現できる場」という役割とともに、より少ない人口で広大な空間を活用する、いわば「先進的な少数社会（多自然型低密度居住地域）」としての国土の価値の維持や、食、生活、芸能、文化などの多様性の保持の価値・役割を有している。

平成 22 年 4 月 1 日に自立促進法の期限が平成 28 年 3 月 31 日まで延長されたが、平成 23 年 3 月以降の東日本大震災の影響による計画的な事業展開が困難となった状況に鑑み、再度期限延長された自立促進法が令和 3 年 3 月 31 日で失効を迎え、持続的発展支援法が施行された。

このような状況を踏まえ、過疎地域の自立に向けて、県が行う過疎地域の持続的発展のための対策の大綱であり、過疎地域の市町村が過疎地域持続的発展市町村計画を策定するための指針として、同法第 7 条の規定により令和 3 年度から令和 7 年度までにおける「山梨県過疎地域持続的発展方針」を定めるものとする。

ア 過疎地域の概況

（ア）地理的位置

本県の過疎地域市町村は、持続的発展支援法第 2 条第 1 項第 1 号イに基づくものが 2 市 7 町村、同法第 3 条第 1 項第 1 号（一部過疎）に基づくものが 4 市 1 町、同法附則第 7 条第 1 項に基づくもの（特定市町村）が 2 市町で、県全体面積 4,465 ㎢のうち 2,543 ㎢と 57.0%を占めており、その大部分の市町村が県境部の地域に位置している。

地域別に見ると、甲府盆地の北東部に位置する山梨市のうち旧牧丘町、旧三富村、甲州市、甲府盆地の南東部に位置する笛吹市のうち旧芦川村の区域、県南西部に位置する甲府市のうち旧上九一色村の区域、富士河口湖町のうち旧上九一色村の区域、市川三郷町、富士川町のうち旧鰍沢町の区域、早川町、身延町、南部町、県最西部に位置する南アルプス市のうち旧芦安村の区域、県北西部に位置する北杜市の区域のうち旧須玉町、旧白州町及び旧武川村の区域、県東部に位置する道志村、小菅村、丹波山村、上野原市の 6 地域に概ね区分することができる。

（イ）人口構造

令和 2 年国勢調査によると、本県の人口は、平成 12 年をピークに平成 17 年から減少傾向に転じている。

こうした中、過疎地域の人口は、県全体 809,974 人のうち 109,637 人と約 13.5%を占めている。また 5 年ごとの減少率を見ると、昭和 35 年～40 年、昭和 40 年～45 年までは、それぞれ約 7～9%の高い減少率を示し、昭和 45 年～平成 17 年はそれぞれ 2～5%前後で推移してきたが、平成 17 年～22 年は 7.8%、平成 22 年～27 年、

平成 27 年～令和 2 年は 8.8%と再び減少率が高くなっている。

また、過疎地域における若年者比率（15 歳以上 30 歳未満の人口比率）は、平成 27 年の 12.0%から令和 2 年には 11.0%（県平均は 13.4%）へと低下した。さらに、高齢者比率（65 歳以上の人口比率）は、平成 27 年の 35.9%から令和 2 年には 39.5%（県平均は 30.4%）と高くなっており、過疎地域の人口構造は、今後も高齢化の進行や若年者の人口減少が危惧される状況にある。

（ウ）産業、就業の状況

令和 2 年国勢調査によると、過疎地域の産業別就業者数は、第一次産業 6,427 人（12.0%）、第二次産業 14,838 人（27.6%）、第三次産業 32,474 人（60.4%）であり、県平均の就業者比率との比較でみると、第一次産業（6.7%）は県平均よりも高いが、第二次産業（28.0%）及び第三次産業（65.3%）は低い。

土地の利用状況からみると、過疎地域は、総面積の 88.8%が森林で占められ、森林の総面積に対し、国有林が 1.5%、県有林が 44.6%、民有林が 53.9%の構成となっている。

このように、過疎地域の土地の大部分を森林が占めることから、かつては林業が過疎地域の主産業としてその占める位置は高かった。現在は林業の採算性の悪化により、林業経営は厳しい状況にあるものの、近年、県内において大型合板工場や木質バイオマス発電所が稼働するなど、県産木材の需要が高まっている。

また、商業については、域内中心部又は周辺地域への大型店の立地、モータリゼーションや情報化の進展等により、経営力や競争力に劣る地場の商店の閉店が相次ぎ、地域から商業の機能が失われつつあるところも少なくない。

（エ）生活環境

a 道路状況

国道及び県道は、いずれも各地域の幹線道路としての役割を果たしており、過疎地域において、国県道に依存する割合は、地形上の制約によって道路密度が低いこともあり、過疎地域外の市町村に比べ高い。

また、過疎地域の県道及び市町村道の舗装状況は進んできているが、なお改善の余地がある。

b 教育

過疎地域における学校の統廃合は進んでおり、平成 27 年度から令和元年度において小学校 15 校、中学校 6 校が廃止又は統合された。

また、本県では、過疎地域における学級編制において、複式学級の解消に努めているところであり、県単教員の配置により、令和 2 年度においては、小中学校あわせて 20 校、22 学級の複式解消が行われた。

生涯学習及び社会教育推進の拠点となる公民館は過疎地域に 161 館が設置され

ている。

c 厚生医療施設

過疎地域の医療は、病院、診療所及び巡回診療、出張診療によって行われている。

県内における無医地区数は令和元年度現在で7地区あるが、そのうち3地区は過疎町村内にある。また、無医地区に準ずる地区は14地区あるが、その全てが過疎町村内にある。

医療の確保は、特に山間部の住民にとって大きな問題であり、地域医療体制の充実と過疎地域における医師、歯科医師、看護師等の医療従事者の確保は、依然重要な課題である。

d 消防防災体制

本県の消防体制は、過疎地域16市町村を含む全ての市町村において常備消防体制が確立されている。しかしながら、建物火災だけでなく林野火災や土砂崩れ等の危険性が高い過疎地域の特性や、高齢化による消防団員の確保の難しさなどがあり、今後も引き続き常備消防と非常備消防との連携による消防力の充実・強化が課題となっている。

e 生活環境施設

過疎地域の水道普及率(令和元年度末)は97.6%であり、県全体の98.5%と比べると若干低い普及率となっている。

また、下水道などの生活排水処理施設の普及率(令和元年度末)は、県全体で83.8%と全国的に見ても低い中にある。過疎地域では、100%を達成している小菅村や丹波山村がある一方で、県全体と比べて低いところがある。

また、広域的なごみ・し尿処理体制の確立も大きい課題である。

イ 過疎地域の地域別現況と問題点

(ア) 山梨市のうち旧牧丘町、旧三富村、甲州市

この地域は、甲府盆地の北東部に位置する山村地域で、気候は概して冷涼である。人口減少率は、昭和60年～令和2年が25.6%と県内過疎地域平均(36.9%)に比べると低い。

就業人口は、第一次産業が25.6%と、県過疎地域平均(12.0%)に比べて高いのが特徴であり、地域の中心産業となっている。また、近年、第二次、第三次就業者比率が増加しているが、旧塩山市、旧山梨市を中心とした都市部へ就業する割合が多くなっている。

また、当地域は、森林面積が地域の92.3%を占めていることから、古くは林業が地域の人々の生活基盤となっていた。

一方、農業は、県内の果樹生産量の約8割を占める峡東地域の一翼を担っており、ぶどう等の地域ブランドが確立されるとともに、果樹園が織りなす四季折々の美し

い景観を生み出している。

観光面では、秩父多摩甲斐国立公園に属する西沢溪谷、また乙女高原、琴川ダムの乙女湖、竜門峡など、豊かな自然環境や温泉などの観光資源が豊富にある。これらの資源を生かす中で、観光業と農林業など他産業との連携をさらに強化し、特色ある観光地づくりを進める必要がある。

また、国道 140 号の雁坂トンネルが平成 10 年に開通し、東京圏や北関東地域とのさらなる地域間交流が期待され、農業をはじめとする特色ある地域産業の振興や交流拠点の整備を基盤に、より広域的な視点からの地域振興が求められている。

(イ) 笛吹市のうち旧芦川村の区域

旧芦川村は、甲府盆地の南東部に位置し、森林面積は 92.7%を占めている。

人口減少率は、昭和 60 年～令和 2 年が 67.3%と県内過疎地域平均と比較して非常に高く、しかも近年においても平成 27 年～令和 2 年で 23.6%と依然として高い減少傾向にある。また高齢者比率も 65.6%と極めて高く、一方、若年者比率は 3.3%と極めて低い。第一次産業の就業人口の割合は 23.9%と、県過疎地域平均(12.0%)に比べて高くなっている。

農業は、夏季冷涼な気候を生かしたほうれん草などの栽培を中心に営まれている。

観光については、黒岳、すずらんの群生地や清流などの観光資源に恵まれ、多くの人々が訪れている。

こうした中で、農業集落排水事業等による生活環境の整備、自然を生かした集客施設の整備など各種事業が実施されてきたが、甲府圏域と富士北麓圏域を結ぶ若彦トンネルの開通により、地域活性化につながる状況も生まれており、今後、さらに、地域間交流の促進等を図るための広域的な通信体系の整備や、交流と定住化に向けたハード、ソフトの両面にわたる対策の推進が求められている。

(ウ) 甲府市のうち旧上九一色村の区域、富士河口湖町のうち旧上九一色村の区域、市川三郷町、富士川町のうち旧鯉沢町の区域、早川町、身延町、南部町

この地域は、本県の南西部に位置し、富士川が中央を流れ、周辺部は、南アルプスをはじめとする山岳森林地帯が広がっており、森林面積が地域に占める割合は、85.8%となっている。

地形は全体的に急峻で平坦地は少なく、気候は温暖で降水量が多い。

人口減少率は、昭和 60 年～令和 2 年が 42.5%と県内過疎地域平均と比較して高く、中でも地域内の早川町は 58.6%と県内一の減少率となっている。また、昭和 55 年～60 年には 3.7%まで低下した人口減少率も、平成 7 年～平成 12 年が 6.2%、平成 12 年～17 年が 6.7%、平成 17～平成 22 年が 9.3%、平成 22 年～平成 27 年、平成 27 年～令和 2 年が 10.4%と再び高くなっている。

第一次産業の就業人口の割合は 4.0%と、県過疎地域平均(12.0%)と比べて低

く、第二次産業（32.6%）、第三次産業（63.4%）への就業が主体である。

しかし、この地域は本県の代表的な林業地域であり、古くから木材生産活動が活発に行われてきた。近年の林業を取り巻く情勢は、林業の採算性の悪化などにより、厳しい状況にあるものの、令和元年に身延町内に大型合板工場が、令和3年に南部町内に木質バイオマス発電所が稼働するなど、県産木材の需要が高まっている。一方、特用林産物として、しいたけ、くり、たけのこ等の生産が行われている。

また、農業については、地域の東部の畜産、北部の果樹・野菜、南部の特産品である茶のほか、山間部の農地で水稻、大豆、そばなどが栽培されている。

近年では農作物や森林への被害をもたらす野生鳥獣を、貴重な地域資源となるジビエ（ニホンジカ）として活用している。

工業については、基幹工業団地（身延）や地域中核工業団地（身延）、地区拠点工業団地（南部、市川三郷）が整備され、非鉄金属、化学工業、自動車部品などの企業が立地している。また地場産業として、和紙、花火、印章、硯など、特色ある伝統産業が展開されているが、後継者の育成と経営基盤の強化が課題である。

観光については、身延山久遠寺などの名刹、下部温泉、西山温泉や十谷温泉などの豊富な温泉資源、南アルプスや富士山麓をはじめとする豊かな自然、さらには伝統工芸など、豊富な観光資源を基礎に振興が図られている。

また、JR身延線や、令和3年度に全線開通の中部横断自動車道（静岡・山梨間）を活用した東海、中京圏からの誘客促進が求められている。

今後さらに、農業や林業といった地域の特色ある資源を活用し、観光と地域間交流及び産業間交流を組み合わせた地域の活性化への取り組みなどが重要となってくる。

（エ）南アルプス市のうち旧芦安村の区域

この地域は、本県の最西部に位置し、気候は多雨冷涼で、森林面積が97.9%を占める急峻な山岳地形を有する山村地域である。

人口減少率は、昭和60年～令和2年が63.5%と県内過疎地域平均と比較して極めて高い。人口は、平成2年～平成12年には11%増加したものの、平成12年以降は再び急激な減少に転じている。

第一次産業の就業人口の割合は、5.3%と低いのが特徴であり、第二次産業（34.2%）、第三次産業（60.5%）が主体である。

観光では、南アルプス連峰の優れた景観、豊かな清流など自然資源に恵まれており、中高年層の登山客をはじめ、夏季及び秋季を中心に多くの観光客が訪れているが、令和3年度の中部横断自動車道の全線開通により更なる増加が期待できる。

また、南アルプス林道の夜叉神～広河原間については、6月下旬から11月上旬までマイカー規制が実施され、広河原から北沢峠間については南アルプス市営、北沢峠から長野県伊那市戸台の間は伊那市営の定期バスが運行されている。しかし、南

アルプス林道は、しばしば自然災害により通行が不能になる場合があり、安全対策等の早期整備が望まれる。観光による一層の地域振興を図るためには、林道の安定的供用が必要である。

(オ) 北杜市の区域のうち旧須玉町、旧白州町及び旧武川村の区域

この地域は、本県の北西部に位置し、三方を優れた景観を有する南アルプス、八ヶ岳、奥秩父等の山岳に囲まれており、森林面積が地域に占める割合は、86.3%となっている。地形は本県過疎地域の中にあつては比較的なだらかであり、夏は寡雨冷涼である。

人口減少率は、昭和60年～令和2年が22.6%と県内過疎地域の中では低いものの、平成12年～17年は3.2%、平成17年～22年は6.6%、平成22年～27年は7.5%減少率は高くなっている。平成27年～令和2年は4.7%に改善した。

第一次産業の就業人口の割合は、15.2%と県過疎地域平均(12.0%)と比べて高いのが特徴であり、農林業が地域の中心産業となっている。

この地域は、水田をはじめとして、早くから基盤整備に取り組んできたことから、生産条件は比較的整っており、本県の代表的な農業地帯を形成している。従来から、稲作を中心とした農業が営まれてきた。

また、しいたけなどの特用林産物も生産されている。さらに、地域の団体による農業体験事業などを通じて、都市と農村との交流にも積極的に取り組んでいる。

工業については、地域中核工業団地(旧須玉町)、地区拠点工業団地(旧武川村)などが整備され、精密機械、電気、食品を中心に立地しているが、近年、立地企業数、工業出荷額はともに伸び悩んでいる。その一方で、名水や自然環境を生かした企業も立地するなど、特色ある産業展開となっている。

観光については、八ヶ岳、南アルプス、秩父山地の山々に囲まれ、雄大な自然や温泉などにも恵まれ、豊かな農村景観や歴史的な遺産もあり、多くの観光客が訪れている。

(カ) 道志村、小菅村、丹波山村、上野原市

この地域は、本県の東部に位置し、多雨冷涼な気候で、森林面積率94.7%の山村地域である。

人口減少率は、昭和60年～令和2年が21.1%と県内過疎地域平均と比較して若干低いが、平成17年～平成22年には7.0%、平成22年～平成27年が8.8%、平成27年～令和2年が8.4%と7～8%で推移している。また、丹波山村においては、若年者比率が8.7%と極めて低い。

特にこの地域は、東京圏に近いことや農林業の不振、地域における就業の場が少ないことなどから、若年者層を中心に都会への人口流出が見られる。

第一次産業就業人口の割合は2.6%と、県過疎地域(12.0%)より少ないのが特

徴で、農地は狭小であり、経営規模も小さく、自家消費が中心であるが、わさび、こんにゃく、そば、クレソンなどの特産品を観光と結びつけた取り組みが続けられている。

また、近年では農作物や森林への被害をもたらす野生鳥獣を、貴重な地域資源となるジビエ（ニホンジカ）として活用している。また、内水面漁業が経営規模は小さいものの、やまめなどの養殖を中心として、同様に観光と結びついて営まれている。

この地域は、広大な森林を有しており、東京都水源林、横浜市水源林などの公有林が多くなっている。観光については、温泉、森林・渓谷などの豊富な自然資源を生かした溪流釣り場、キャンプ場やハイキングコースなどの観光・レクリエーション施設を活用した事業が推進されている。

また、小菅村及び丹波山村は、東京都の水源地域となっていることもあり、下水道などの生活排水処理施設の普及率は、平成 25 年度末現在で 100%となっており、県下で最も整備の進んだ地域の一つとなっている。

小菅村と大月市を結ぶ松姫トンネルの開通による交通ネットワークの完成など、地域活性化につながる状況も生まれており、今後、さらに地域間交流の促進等を図るため、ハード、ソフトの両面にわたる対策の推進が求められている。

また、上野原市においては、現在整備されている工業団地に未利用の事業区画があるなど、企業立地対策の推進が課題となっている。

ウ 過疎対策事業の実績

緊急措置法（S45～S54）では、過疎対策事業の総額は約 775 億円であり、主に「交通通信体系の整備」を中心に事業が進められた。

振興法（S55～H 元）では、過疎対策事業の総額は約 1,988 億円であり、「交通通信体系の整備」のほか、「生活環境施設の整備」、「産業の振興」などの分野でも積極的に事業が実施された。

活性化法（H2～H11）では、過疎対策事業の総額は約 4,706 億円であり、振興法の 10 年間と比較すると約 2.4 倍の事業費となった。

自立促進法（H12～R2）では、R 元までの 20 年間における過疎対策事業の総額は、約 4,249 億円にのぼっている。

分野ごとに見ると、農林業の基盤整備や近代化、自然環境と調和した観光・レクリエーションの振興、基幹的な市町村道等の整備、バス路線の維持確保、情報インフラの整備、下水道の整備、消防・救急施設の整備、老人保健事業の推進、子育ての支援、無医地区等への巡回診療、学校施設の整備、通学手段の確保、文化遺産等の保存、農泊などの都市と農村の交流などが実施されてきている。

(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

以上のような過疎地域の現状と問題点を踏まえ、県及び市町村では、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しながら、地域社会を担う多様な人材の確保及び育成、移住・定住、農林水産業をはじめとする産業の振興、安全で快適な生活環境の整備、通信施設等の整備、情報通信技術の活用、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上・増進、医療の確保、教育や地域文化の振興、再生可能エネルギーの活用等を図るとともに、地域間及び産業間の交流を促進し、さらに、集落の整備や公共施設の整備も一層推進する必要がある。

また、医療の確保やきめ細かな保健・福祉サービスの確保、あるいは国土保全など、市町村単独では対応が困難と考えられる広域的な事業等については、市町村域を超えて広域的に取り組む必要がある。

さらに、ハード事業に加えて、いわゆるソフト対策事業の重要性がますます高まることを県及び市町村が認識を共有した上で、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図ることが必要である。

今後は、これまでの対策を十分評価するとともに、過疎地域の自立に向け、残された課題や新たな課題を解決するための対策について、中長期的観点に立った重点的・戦略的な取り組みを強化することに留意しつつ、市町村が地域コミュニティ、NPO法人、企業など多様な主体の力を組み合わせ、連携しながら、特有の自然、景観、産品などの地域資源を生かした産業化の取り組み、田畑や山林、有形・無形の地域文化、伝統芸能を守る活動、集落の維持・活性化を図るための取り組みなどを行っていくことに対して支援を行っていく必要がある。

こうした観点から、本県における過疎対策は、過疎地域の自立に向け、持続可能な地域社会を形成できるようにそれぞれが有する地域資源を最大限活用し、地域の自給力を高めるとともに公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を目指し、次の事項を基本的な方向として取り組んでいくこととする。

なお、取り組みにあたっては、県政運営の基本指針である「山梨県総合計画」を踏まえ、さらに、山村振興基本方針、農業振興地域整備基本方針、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン、農村地域への産業の導入に関する基本計画、健康長寿やまなしプラン、地域保健医療計画などの行動指針等との整合性を図るものとする。

① 持続可能な個性的で魅力的な地域社会の形成

過疎地域は、豊かな自然資源、美しい農村・山村景観、さらには先人たちが築き上げてきた伝統文化や産業など、多様な地域資源を有し、かけがえのない価値と魅力を

有している。近年、人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、こうした過疎地域の魅力が見直され、U J I ターンの動きなどに見られるように、都会での生活を経験した人々が、過疎地域の暮らしに価値を見だし、新しい生活の場として選択する傾向も見られる。また、「都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つ」といった二拠点居住の生活スタイルを希望する都市住民も出てきている。

このため、今後も、癒しの空間として良好な自然環境や、農山村の美しい景観の保全に一層努めるとともに、地域固有の伝統文化や地域資源の再発見に取り組み、これを新しい視点から積極的に磨き上げていくこととする。

また、こうした取り組みを通じて、地域を担う人づくりや地域のアイデンティティづくりを進め、併せて、芸術・文化の紹介、各種イベントの開催、世界に向けた情報の発信、地域間や産業間の交流促進といったソフト面での対策と、生活環境の改善など移住・定住や二拠点居住環境の整備のための対策を強化することによって、持続可能な個性的で魅力的な生活空間を創造することとする。

② 持続可能な活力ある地域社会の形成

若年層の定住を促進し、各世代がいきいきと働き生活していくため、①の持続可能な個性的で魅力的な地域社会を形成するとともに、地域の資源の活用や農泊グリーン・ツーリズムなどに関連づけた多角的農業経営など、多様で特色のある産業の振興と雇用の拡大を図ることとする。

また、生活基盤についても、生活必需品入手のための手段の確保をはじめ、火災や自然災害等から安心して暮らせる消防・救急施設、誰もがいつでも医療を受けられる体制、下水道をはじめとした生活環境施設、県内の主な拠点を短時間で結ぶ幹線バス交通と地域内をきめ細かく巡るバス交通の在り方など、都市的な快適さへの要請に応え得る諸条件の整備を一層進めることとする。

さらに、健やかに次世代を担う子どもたちを生き育てることができるようにするため、保育をはじめとする多様な子育て環境の整備について、地域が一体となって取り組むこととする。

なお、こうした取り組みにおいては、地域主権改革を進める中で、地域住民が自ら地域を運営していくという視点に立って、NPO法人等との協働を進めていくこととする。

③ 持続可能な生きがいに満ちた先進的な高齢社会の形成

他の地域に比べ高齢化が進行しているが、過疎地域には、豊かな自然があり、その中で、例えば農地を耕し、生活の知恵を楽しみ、創造的な活動の楽しさを享受しながら、人生の最も充実した時代を過ごすことも可能である。

このように、過疎地域は、今後の高齢社会のあるべき方向を示す、先進的なモデル地域となり得るものであることを踏まえ、地域の高齢者に伝統文化・産業を伝承する

場や就業の機会を提供し、生きがいを持って暮らせるような環境の整備を図るなど、高齢者関連施策の一層の充実を図ることとする。

なお、過疎地域における地域の担い手の確保がますます困難になる中で、さまざまな分野で豊富な知識と経験を持つ人材を過疎地域に呼び込み、新たな活躍の場を提供することも検討することとする。

以上の基本的な方向を踏まえ、次のような視点に重きを置いて過疎対策を講ずることとする。

ア ハード施策に関する視点

- ・ 過疎地域と都市地域や他の地域を結ぶ幹線道路、地域に密着した市町村道や農道、林道などの生活関連道路の整備
- ・ 下水道等の生活環境整備
- ・ 保健施設、医療施設、介護施設、教育施設、文化施設等の生活関連施設の整備
- ・ 公共交通機関の整備
- ・ 情報通信基盤の整備
- ・ 消防・救急施設等の整備
- ・ 広域的な保健休養や観光・レクリエーションのための施設整備
- ・ 高齢者のための施設整備
- ・ 太陽光、バイオマス等による発電、熱供給など自然エネルギーを利用するための施設

イ ソフト施策に関する視点

- ・ 持続的発展市町村計画の策定に対する支援
県及び市町村計画の記載事項に目標、計画の達成状況に関する事項の記載が追加されたことに伴い、新たなノウハウなどが必要となる。このため、市町村計画の策定にあたり情報提供等の支援を行うとともに、市町村のニーズや意向をきめ細かく把握し、真に必要な対策が講じられるよう努めることが求められること。
- ・ 市町村域を超えた行政課題への対応や広域的観点からの事業調整
広域自治体としての立場から率先して市町村域を超えた課題に対処するとともに、県の有する広域コーディネート機能やノウハウの蓄積を生かしながら関係市町村間の調整・連携を図り、市町村の取り組みを補完・支援していくことが求められること。
- ・ 行政サービス等の高度化・専門化・効率化への支援
高度な技術の蓄積や専門的人材のストックを生かし、施策の企画立案、共同研究や技術開発、技術移転等の側面から市町村における取り組みを積極的に支援する

ことにより、行政サービスの高度化・専門化を図っていくことが求められること。

- ・ 県による積極的なソフト施策の推進及び市町村が実施するソフト対策事業への支援

これまで行ってきた基幹道路や県代行による公共下水道の幹線管渠等の整備など、広域的観点からの基盤整備に加えて、過疎地域に対する人的支援や交流施策の推進といったソフト施策における役割を積極的に担うことが求められること。

また、ソフト対策事業の重要性について市町村と共通の認識を持ち、市町村の行うソフト対策事業が円滑かつ有効に実現・実行されるよう、情報の提供や助言等を行うことが求められること。

地域別発展及び施策の方向

過疎地域市町村名等	地域別発展方向及び主要施策の方向
(ア) 山梨市(旧牧丘町、旧三富村)、甲州市	<p>1 地域の発展方向 農林業と他産業との連携強化による地域づくりの推進</p> <p>2 主要施策の方向</p> <p>(1) 農林業と観光を結びつける拠点整備</p> <p>(2) 果樹産地の再編整備</p> <p>(3) 森林の持つ多面的な機能の活用</p> <p>(4) 広域的な観光の推進</p> <p>(5) 道路網の整備と地域情報化の推進</p> <p>(6) 下水道等の整備</p> <p>(7) 保健医療、保健福祉体制の整備・充実</p> <p>(8) 教育の振興</p> <p>(9) 伝統文化の保存、継承と新たな地域文化振興</p> <p>(10) 地域間交流及び産業間交流の促進</p> <p>(11) 集落の整備</p>
(イ) 笛吹市(旧芦川村)	<p>1 地域の発展方向 地域資源を最大限に生かした持続可能な地域づくりの推進</p> <p>2 主要施策の方向</p> <p>(1) 複合的農業経営の促進</p> <p>(2) 農業と観光を結びつける拠点の充実</p> <p>(3) 道路網の整備と地域情報化の推進</p> <p>(4) 生活環境の整備</p> <p>(5) 保健医療、保健福祉体制の整備・充実</p>

	<p>(6) 伝統文化の保存、継承と新たな地域文化振興</p> <p>(7) 教育の振興</p> <p>(8) 地域間交流及び産業間交流の促進</p> <p>(9) 集落の整備</p>
<p>(ウ) 甲府市（旧上九一色村）、富士河口湖町（旧上九一色村）、市川三郷町、富士川町（旧鯉沢町）、早川町、身延町、南部町</p>	<p>1 地域の発展方向</p> <p>交流のネットワークと個性豊かな産業の振興による地域づくりの推進</p> <p>2 主要施策の方向</p> <p>(1) 特色ある農畜産物の産地化の推進</p> <p>(2) 林業の生産、加工、流通体制の確立と特用林産物の生産振興</p> <p>(3) 地場産業の活性化と高付加価値産業の立地促進</p> <p>(4) 観光と連携した農林業の振興</p> <p>(5) 下水道等の整備</p> <p>(6) 道路網の整備と地域情報化の推進</p> <p>(7) 保健医療、保健福祉体制の整備・充実</p> <p>(8) 伝統文化の保存、継承と新たな地域文化振興</p> <p>(9) 教育の振興</p> <p>(10) 地域間交流及び産業間交流の促進</p> <p>(11) 集落の整備</p>
<p>(エ) 南アルプス市（旧芦安村）</p>	<p>1 地域の発展方向</p> <p>自然を生かした観光の推進と定住環境の整備による地域づくりの推進</p> <p>2 主要施策の方向</p> <p>(1) 観光・レクリエーションと結びついた産業振興</p> <p>(2) 山岳における交流拠点の整備と景観や自然生態系の保全</p> <p>(3) 道路網の整備と地域情報化の推進</p> <p>(4) 生活環境の整備</p> <p>(5) 保健医療、保健福祉体制の整備・充実</p> <p>(6) 伝統文化の保存、継承と新たな地域文化振興</p> <p>(7) 教育の振興</p> <p>(8) 地域間交流及び産業間交流の促進</p> <p>(9) 集落の整備</p>

<p>(オ) 北杜市（旧須玉町、旧白州町、旧武川村）</p>	<p>1 地域の発展方向 バランスのとれた産業と観光の振興及び定住環境の整備による持続可能で活力ある地域づくりの推進</p> <p>2 主要施策の方向</p> <p>(1) 観光と連携した農業の推進 (2) 林業生産基盤の整備と特用林産物の生産振興 (3) 先端技術企業の立地促進 (4) 広域的な観光の推進 (5) 道路網の整備と地域情報化の推進 (6) 下水道等の整備 (7) 保健医療、保健福祉体制の整備・充実 (8) 自然環境教育施設の整備 (9) 伝統文化の保存、継承と新たな地域文化振興 (10) 教育の振興 (11) 地域間交流及び産業間交流の促進 (12) 集落の整備</p>
<p>(カ) 道志村、小菅村、丹波山村、上野原市</p>	<p>1 地域の発展方向 魅力ある保健休養機能を活用した地域づくりの推進</p> <p>2 主要施策の方向</p> <p>(1) 観光・レクリエーションと連携した農林水産業の振興 (2) 森林資源や清流などを活用した保健休養施設の整備 (3) 道路網の整備と地域情報化の推進 (4) 下水道等の整備 (5) 保健医療、保健福祉体制の整備・充実 (6) 伝統文化の保存、継承と新たな地域文化振興 (7) 教育の振興 (8) 地域間交流及び産業間交流の促進 (9) 集落の整備</p>

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

過疎地域の持続的発展を実現するためには、過疎対策を広域の見地に立って進めることが重要である。

特に医療の確保やきめ細かな保健・福祉サービスの確保、あるいは国土保全など、市町村単独では対応が困難と考えられる広域的な事業等については、過疎地域を支える地方の中心的都市の役割にも着目した上で、隣接・近隣する地方の中心的都市も含めた圏域全体としての対策の在り方について、関係者の意向や意見を十分聴取し、地域間連携についての合意形成を図りながら進めることとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

平成27年9月の国連サミットで、SDGsが採択され、その理念が広がり続けている。

全国的に人口減少、東京圏への一極集中が進んでおり、特に過疎地域においては、住民の暮らしや地域を持続させていくことが大きな課題となっている。

そこで、若者の定着や回帰を促進するとともに、テレワークの普及などにより、時間や場所を選ばない働き方が広がっていることから、移住や二拠点居住といったライフスタイルの普及を推進する。

また、観光などの単発的な来県にとどまらず、移住先として選ばれること、長期的に住み続けたいと思える魅力を創出・発信し、新たな人の流れを創出する。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

(2) 移住・定住

東京圏に隣接した立地条件、豊かな自然環境等本県の魅力を生かし、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に普及したテレワークを活用した都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つ二拠点居住などの取り組みも進めながら、引き続き移住・定住を促進する。

個人・企業等のニーズを把握し、関心を持ってもらえる取り組みの推進、移住者・二拠点居住者を迎え入れる環境づくりへの支援など、切れ目のない施策を展開するとともに、様々な分野で本県の高付加価値化を推進する。

(3) 地域間交流

近年、スローライフへの関心が高まり都市部から過疎地域を訪れる交流人口が増加する中、地域間交流の促進は、産業間の交流連携とあわせ、地域づくりのための人材育成、農林業や観光など地域産業の振興、UJIターンの促進、起業の促進、高齢者等の能力発揮や住民の学習の契機づくりなど、地域振興を図る上で重要である。

このため、川上・川下等の流域間の交流、地域特産品等を介した交流、都市自治体等との姉妹提携による交流、農業体験や森林体験等を通じた都市住民等との交流など、地域の自然・産業・文化等の幅広い資源を生かした多様な交流機会の創出を推進するとともに、地域情報の収集・提供・発信等のソフト面での対策を積極的に推進することとし、人材の発掘や育成、住民の積極的な取り組みに対する支援、既存施設の利活用も含む施設の整備を進める。

また、地域住民だけでなく、地域外の人々に対しても、地域の担い手として活躍を促し、多様な形で関わる「関係人口」を地域の力にしていくことが重要である。

そこで、現行の「地域おこし協力隊」、「おためし地域おこし協力隊」の中間制度として創設された「地域おこし協力隊インターン」制度を含めた、「地域おこし協力隊」への取り組みを強化し、過疎地域の魅力や活動を広くPRすること、そこに隊員の新たな視点加わることで、交流から移住・定住や二拠点居住へつなげる施策を推進する。

さらに、使用されていない旧公民館や廃校舎など、地域内の遊休施設を活用し、コミュニティ拠点施設や農林漁業体験施設等、地域内の課題解決や都市住民との交流促進のための施設の整備を促進する。

(4) 人材育成

地域の活性化には、地域おこしや地域産業の振興を実現するために必要な専門知識やノウハウ、経験を持つ人材が不可欠である。

多様な人材の確保及び育成のため、過疎地域の置かれている状況を踏まえ、過疎地域等政策支援員の活用について検討する。

また、過疎地域で重要プロジェクトを実施するには、地域、行政、民間といった様々な関係者と連携して取り組むことが不可欠であり、そうした関係者間の橋渡しを行い、プロジェクトをマネジメントできる地域プロジェクトマネージャーを任用する制度等を活用する取り組みを支援する。

さらに、過疎地域持続的発展支援交付金を活用し、地域が直面する様々な課題に対応するため、複数の過疎市町村等と連携して、様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材等を育成する施策を検討する。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域において、若年者等の定住を促進し、地域の持続的発展を図るため、農林業の振興を基本に、地域資源や特性を生かし、社会のニーズにあった多様で特色ある産業の振興と雇用の場の拡大に努めていく。

県産業技術センター等における人的・技術的資源を生かし、過疎地域市町村における新規産業の創出や産業高度化を支援する。

また、広域的な生産・流通基盤の整備や企業立地の促進など、市町村単位では十分な整備が困難な場合には、広域的な立場から支援を図る。

さらに、広域自治体としての立場から、圏域全体での産地ブランド化を図るとともに、その知的財産としての保全と活用を支援するなど、市町村との連携や市町村間の連携を深める支援を行い、圏域全体で競争力を高めていく。

また、産業振興に当たっては、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、対策を講ずるものとする。

なお、産業の振興を図るためには、基盤整備などのハード面の対策のみならず、人材の確保や、流通販売網の整備、情報の収集や提供などソフト面での対策が重要である。特に、地域における新たな産業の創出に当たっては、積極的な情報化を図るとともに、市場ニーズ把握、商品開発、販売促進、PR等についての専門的、実践的ノウハウを有する人材が必要であり、外部人材の導入を促進する必要がある。また生産・加工・流通・販売、さらには広報・宣伝など全体的なマネジメントや異業種連携などの、複合的経営手法を積極的に導入する。

スローフード、地産地消などの「食」と農業体験や古民家への宿泊といった地域資源を組み合わせた複合的な農業経営などを推進するとともに、食品工業や観光業からの農業への参入といった異業種からの参入による新たな担い手の確保も検討する必要がある。

さらに、地域の自然環境や景観を生かし、ライフスタイルの変化に対応した多様なニーズに応え得る体験・交流型の観光の促進を図る。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

[地域別産業振興の方向]

ア 山梨市（旧牧丘町、旧三富村）、甲州市

農業については、果樹を中心とした高収益農業の推進と果樹産地の再編整備に取り組むとともに、観光との連携を強化し、地域の振興を図る。

また、林業については、人工林の多くが本格的な伐採時期を迎えていることから、「伐る、使う、植える、育てる」といった、森林資源の循環利用による成長産業化

を進めるとともに、県土保全、水源かん養など森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に向け、適正な森林管理を促進する。

さらに、観光については、国道 140 号の雁坂トンネルや西関東連絡道路などの交通基盤を踏まえ、豊かな自然や美しい景観を保全活用し、集客を促す。

イ 笛吹市（旧芦川村）

地域の特産物を中心とした農業振興を基本に、貴重な里地・里山機能を見直すなど、恵まれた自然環境を最大限に生かした体験・交流・滞在型の観光産業の振興を図る。

ウ 甲府市（旧上九一色村）、富士河口湖町（旧上九一色村）、市川三郷町、富士川町（旧鵜沢町）、早川町、身延町、南部町

農業については、観光との連携を図りながら、茶をはじめとする特産品の生産や畜産などを振興するとともに、直売所における年間を通じた野菜等の品揃えの確保や安定供給に向けた少量多品目栽培を推進する。

内水面漁業については、安定的な生産・供給体制を確立するとともに、二次加工の体制整備を図り観光と結びつきを強めていく。

林業は、人工林の多くが本格的な伐採時期を迎えていることから、「伐る、使う、植える、育てる」といった、森林資源の循環利用による成長産業化を進めるとともに、県土保全、水源かん養など森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に向け、適正な森林管理を促進する。また、しいたけ、たけのこ、竹炭等の特用林産物の振興を図る。

伝統的工芸品産業を中心とした地場産業については、新技術の開発、高付加価値製品の企画・開発、新規販路の開拓、人材育成などを図る。

また、高付加価値型の産業立地を促進するための条件整備を進める。

観光については、豊かな自然や美しい農山村景観、特色ある街並み景観を保全・形成し、あわせて多様な生活文化、伝統工芸などを新たな観光資源として開拓する。

特に、中部横断自動車道沿線地域においては、全線開通を見据え、農林業（1次産業）、加工（2次産業）、販売（3次産業）を合わせた6次産業化を進め、交流と販路の拡大や定住の促進に努める。

エ 南アルプス市（旧芦安村）

南アルプス連峰の美しい自然景観や、豊かな清流、温泉などの地域資源を生かした観光・レクリエーション産業と、農林業の一体的振興を図る。

また、中部横断自動車道の山梨・静岡間の全線開通を契機に道路ネットワークを最大限活用し、農林業（1次産業）、加工（2次産業）、販売（3次産業）を合わせた6次産業化を進め、交流と販路の拡大や定住の促進に努める。

オ 北杜市（旧須玉町、旧白州町、旧武川村）

農業については、標高差や気象条件などを積極的に生かし、稲作の作業受委託、野菜と他作物を組み合わせた複合経営、遊休農地の有効活用、また新規就農者が継続的な営農を行えるよう一層支援を充実させるとともに、直売施設や市民農園、オーナー制度等の導入・拡充を図りながら、観光と連携した高収益農業を推進する。

林業は、人工林の多くが本格的な伐採時期を迎えていることから、「伐る、使う、植える、育てる」といった、森林資源の循環利用による成長産業化を進めるとともに、県土保全、水源かん養など森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に向け、適正な森林管理を促進する。また、しいたけ等の特用林産物の振興を図る。

工業については、豊かな自然や多様な生態系を生かした、研究機関や企業の誘致を推進し、環境にやさしい産業の振興を図る。

観光については、優れた周囲の自然環境や街並み景観の保全及び創出に努めつつ、南アルプスユネスコエコパーク登録と世界に誇る「水の山」宣言を基にした名水ブランドを生かした観光・交流を推進するとともに、農山村生活体験などグリーンツーリズムの推進を図る。

カ 道志村、小菅村、丹波山村、上野原市

東京圏に最も近いという立地条件と、豊かな自然や景観を生かし、観光と結びつけた農林水産業の振興を図る。

林業については、大消費地である東京圏へ県産材の販路拡大を推進する。

内水面漁業については、漁業団体の育成を図るとともに、経営基盤の強化に取り組む。

また、企業誘致の推進、企業に対する支援を行うとともに、特産品の開発等による新たな産業おこしを進める。

（2）農林業の振興

農林業は、過疎地域における基幹的産業であり、地域の立地条件を生かした振興を積極的に推進するものとする。

ア 農業の振興

- ・ 農山村の活性化を図るため、四季折々の農村景観や特色ある農畜産物など地域資源を活用しながら、人びとの憩いとやすらぎの場として、快適で美しいむらづくりを進める。
- ・ 宿泊施設や市民農園など、都市住民が農村に滞在し、農業体験や地元住民との交流を通じて、心身をリフレッシュできるような場の整備などにより、集客による農業の振興と農村地域の活性化を図る。
- ・ 過疎地域の恵まれた自然条件を生かしながら、付加価値の高い農産物の生産

を展開する。

- 地域で生産した安全な農作物を地域で有効に活用する地産地消の取り組みを促進する。
- 果樹については、効率的な生産が可能となるような果樹園の整備や担い手への農地の集積、地域の戦略に基づく優良品目、品種への改植を推進するとともに、生産者の高齢化に対応するため、栽培・集出荷の省力化を図る。
- 畜産については、経営基盤の強化や低コスト生産を推進するため、畜産クラスターの取り組みによりコントラクターを活用した自給飼料対策や担い手の確保を図るとともに、家畜の改良増殖や銘柄畜産物の販路拡大を進める。また、家畜排泄物の利用促進を図るため堆肥化と環境保全型畜産の取り組みを進める。
- 野菜については、従事者の高齢化や担い手不足に対応するため、機械化、省力化を促進するとともに、軽量野菜の産地育成を図る。また、契約栽培や加工原料用野菜の生産振興を行う。
- 米については、集落ぐるみの生産組織の育成や、ライスセンター等の基盤施設の整備等生産コストの低減を図るとともに、需要の動向に対応した特色ある米づくりの展開や水稲作と転換作物を組み合わせた収益性の高い水田農業を確立する。
- 花きについては、消費者ニーズに対応した生産体制の強化と、地域の特性を生かした特色ある花き産地の育成を図る。
- 茶については、良質茶の安定生産のため、管理施設整備及び技術向上を図り、茶産地育成と産地銘柄化を推進する。
- 内水面漁業については、繁殖技術の開発と普及、養殖増殖施設等の整備を推進するとともに、観光と連携した振興を図る。
- 農業の担い手については、法人も含めた先進的な農業経営体の確保・育成に努めるとともに、農業内外からの新規就農者の確保を図り、その農業経営の確実な定着と発展を支援する。
- 農作業受委託や農地中間管理機構の機能を活用した農地集積を促進するとともに、遊休農地の活用など農地の有効利用を促す。
- 農作業の機械化、効率化を図るため、ほ場整備を一層進めるとともに、支線、耕作道を中心とした農道網を整備し、農産物の生産及び集出荷の合理化を積極的に進める。
- 農業と食品工業、観光業との連携を強化しながら、地域の特性や産地のイメージを最大限に生かした加工食品など、特産品の開発を進めるとともに、販路拡大や新たな需要拡大を図る。
- 経営近代化のための共同利用施設等の整備を促進する。

イ 林業の振興

- ・ 採算性の高い持続的な林業生産活動の展開に向け、小規模森林所有者に対する施業の集約化や作業道を含めた路網の整備などの取り組みを促進する。
- ・ 公共建築物等の木造・木質化に取り組むとともに、住宅や店舗などの民間建築物への利用や都市部の自治体との連携により、県産材の需要拡大を図る。
- ・ 高性能林業の導入や施業の集約化などによる、生産向上に努め、収益の増加を図ることにより、森林組合をはじめとする林業事業体の経営基盤を強化する。
- ・ 県産木材の需要拡大に貢献する住宅などの建築用材の利用促進に向け、供給力や生産性の向上、流通コストの縮減を図るため、木材を供給する川上側の林業と、川中・川下側の木材関連産業が連携した取り組みを進めるとともに、試験研究機関と連携して新製品開発のための技術の研究、普及を推進する。
- ・ 特用林産の振興を図るため、県が開発したきのこの新品種について栽培技術の普及を図るほか、需要拡大に向けた消費者への宣伝普及活動を積極的に進める。
- ・ 林業の担い手については、令和4年度に県立農林大学校に森林学科を設置し、高度な知識と技術を備えた人材を育成するとともに、就業者のスキルアップのため林業技術研修を行う。また、社会保障制度の充実、労働安全の促進などによる若年労働者の新規参入が可能な条件整備を推進するとともに、森林組合等の林業事業体の育成強化を図る。
- ・ 安全で潤いのある県土基盤の形成や水源地域としての森林の役割、緑豊かな生活環境の創出等、森林の公益的機能の強化を図るため適切な森林整備を促進する。

(3) 地場産業の振興

消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、地域の資源や独自の技術・文化を生かした商品の研究開発とともに、新たな技術・技能の研究開発などの経営革新、経営管理の改善合理化、設備の近代化、人材の育成などによる経営基盤の強化を促進する。

また、情報の受発信能力や市場開拓力等の強化によって経済環境の変化に即応できる事業活動を促進するとともに、研究機関との連携を強化し高い技術力を持つ新たな産業を育成するなど、引き続き地場産業の振興に努める。

このため、自然環境との調和を図りながら地場産業の振興に資する施設の整備を促進するほか、技術支援や金融支援などの各種支援を行うとともに、地場産業等に関する事業を行う法人について、必要に応じてその設立を図るとともに、経営の改善を図る。

さらに、地域の人的、物的資源や技術、技能（スキル）を活用しながら、農林業

や観光・レクリエーション事業との緊密な連携による地域産業おこしを推進する。

(4) 企業の誘致対策

企業の誘致に当たっては、雇用の場の確保による労働力の地域定着を図るとともに、併せて既存企業との連携強化に努める。

また、新たな時代にふさわしい産業の育成を図るため、自然環境との調和や地域の特性に十分配慮しながら企業の誘致を図るものとする。

(5) 起業の促進

情報化の進展や交通通信体系の整備、高齢社会に対応した福祉ニーズ等の増大を背景に、過疎地域においても多様なアイデアによる起業の可能性が高まりつつあり、地域経済の自立と雇用の増大、住民福祉の向上に資するため、地域の実情に配慮しつつ、地域資源を生かした産業の創出のほか、情報関連産業、福祉関連産業、農林業と観光との複合経営等、多様な分野における新たな起業を促進する。

このため、自立意欲をもった多様な人材の育成、地域の特性や優位性に関する情報発信、定住を促すための生活環境の整備に努めるとともに、新規事業の立ち上がりを支援するための情報の提供や技術支援、金融措置等について配慮していくものとする。

(6) 商業の振興

地域の特性を踏まえ、まちづくりや市街地の活性化の視点に立ち、また、街並み景観の保全・形成に努めながら、個性豊かな商業の振興を図る。このため、市町村や商業者及び地域住民が相互に連携して行う、商店街振興のための共同利用施設等の整備や各種の街づくりイベントの実施など、ソフト、ハードの両面にわたり、魅力ある商業機能の整備を促進する。

さらに、地域の特性や住民のニーズ等に応じ、商店や商店街等が地域と連携して行う買い物弱者対策のための取り組みに対し支援することにより、買い物環境の改善を図るとともに、地域コミュニティとしての役割を担う商店街等の活性化を図る。

(7) 情報通信産業

データの利活用による新たな価値創出を図るためには、高度情報通信ネットワークは不可欠なことから、「超スマート社会」の実現に向け、引き続き情報通信基盤の強化に取り組む。

また、ICTの利活用が進んでいない分野等において生産性の向上等を促進するため、AIやデータの利活用等に精通した人材の育成及び確保に取り組む。

(8) 観光又はレクリエーション

過疎地域には、特色ある農産物や美しい農村景観、雄大な山岳や、これらを源として清らかに流れる河川、それらが創り出す渓谷、さらに長い歴史と固有の風土の中で培われてきた文化など、個性ある資源が豊富に存在する。

東京圏に近いという立地条件の中で、自然環境の保全に十分配慮しながら、これらの資源を生かし、来訪者と住民との交流による多様で豊かなコミュニケーションやパートナーシップづくりを行うことのできる観光振興を図る。

また、観光の振興に当たっては、各地域の個性の鮮明化やイメージの確立を図るとともに、個性化を基礎として、圏域内や圏域を越えた広域連携による観光資源の魅力の相互補完や、共通テーマによるネットワーク化など、広域的視点からの取り組みを推進する。

ア より一層魅力ある観光地づくりを進めるため、自然景観や街並み景観等の形成、案内板の設置やサイン計画の推進、歴史・文化拠点との連携、観光・交流・レクリエーション施設等の整備、地域食材等の提供など、ソフトとハード両面にわたる振興施策を推進する。

イ 新たな観光資源の開発や育成、農林業や地場産業との連携、多様で特色のあるイベントや地域おこし事業を推進するとともに、地域の魅力や個性に関する情報を多様なメディアを通じて国内外へ積極的に発信する。

ウ 旅行者の高齢化や旅行の個人化、グループ化に対応して、道路網の整備、公共交通機関の利便性の向上など交通アクセスの向上を推進するとともに、きめ細かな案内情報の提供を図る。

4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針

タブレット端末やスマートフォンの普及、SNSの利用拡大などにより、デジタル環境は刻々と変化しており、IoTやAIなどの技術を活用した「超スマート社会」の実現が提唱され、行政サービスや医療、災害現場などにおいても今後更なる活用が期待されている。

これらを過疎地域の持続的発展につなげていくため、情報の入手や発信が手軽にできるよう引き続き高速インターネット環境の整備など情報通信基盤の強化に取り組むこととする。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

(2) 電気通信施設の整備

過疎地域における情報インフラの整備を図るため、光ファイバ網、無線通信施設等の整備を推進する。

無線通信施設の整備については、過疎地域市町村（16自治体）のうち、13自治体が大規模地震対策特別措置法（昭53年法律第73号）の地震防災対策強化地域に指定されており、有事に際し速やかな情報伝達を確保する必要がある。このため、市町村本部、各集落、防災関係機関及び災害現場並びに避難所等との間の通信を確保するため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線）等通信網の整備・拡充に努め、安全な地域づくりを推進する。また、光ファイバ網の整備を通じて、コミュニティとしての連帯・連携意識の醸成、地域間交流の促進、産業情報を活用した地域産業の活性化に取り組むことが必要である。

(3) 情報化の推進

情報通信技術の利活用によって地域の活性化と豊かな生活の創造を図るため、地域特性（地理的条件、人口動態、地域文化等）に応じ、また、情報通信技術の動向に留意しつつ、住民、行政、研究機関及び地域産業が一体となって、通信基盤の整備を図り、地域の情報化を推進する。

推進に当たっては、住民生活の広域化、広域行政の展開を踏まえ、過疎地域を越える広域的視点に立って整備を図るとともに、情報公開や住民の地域づくりへの参加の環境を整備する上からも、行政の情報化（ワンストップサービス、広聴・広報、介護支援、生涯学習活動の支援、行政相談、文化情報提供等）を地域の情報化の一部としてとらえ一体的に推進していく。

また、情報化を推進するためには、高齢者や障害者等をはじめとした全ての住民が情報通信の利便を享受できることが重要であり、情報のバリアフリーの推進、住民の情報受発信能力の向上、さらにボランティア等による支援体制の整備等について配慮する。

さらに、過疎地域における起業の促進を図るためにも地域の情報化は重要な要素であるので、これを積極的に推進するとともに、地域間・産業間交流の促進及び観光・レクリエーションの振興を図る上からも、住民と連携を図りながら、地域情報の国内外への積極的な発信に努める。

5 交通施設の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保

(1) 交通施設の整備、住民の日常的な移動のための交通手段の確保の方針

過疎地域における道路整備は、着々と進んでいるものの、県全体の水準と比較すると依然として低い。今後も、人々の交流の活性化や産業経済活動の広域化などにより、交通需要は拡大することが予想される。

これに対応して、地域相互の連帯強化と交流範囲の拡大を図るため、引き続き、幹線道路網や地域内道路網の積極的な整備を進める。

過疎地域市町村単独では整備が困難な過疎－非過疎（地方都市）間の基幹的な道路の整備や、過疎地域を圏域として支える核となる地方都市と過疎地域とを結ぶ生活交通の維持などについては、生産圏域や交流圏域の拡大のみならず、地域住民の安全・安心な生活の確保という観点からも、広域的見地から整備や維持を図る。

特に生活交通の維持については、地域の実情に見合った交通ネットワークが確保できるよう、市町村や事業者と連携して取り組む。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

(2) 県道及び市町村道の整備

県道及び市町村道については、次の方針に基づき、その整備を進めるものとする。

ア 過疎地域市町村とこれを包括する広域的な社会経済圏の中心となる都市地域を連絡する県道については、交流の拡大と活性化を促進するとともに、災害に強い道づくりを目指して整備を推進する。

イ 主要集落を相互に連絡する等の基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定する道路については、必要に応じて県が市町村に代わってその整備を行う。

ウ 県は、県道及び市町村道の整備を推進するため、過疎地域に対する事業費枠を確保するよう努める。

エ 市町村道については、集落間を結ぶ道路、集落と公共施設や地域産業の振興に資する施設とを結ぶ道路など、生活関連道路や産業の振興を図るために必要な道路の整備を支援する。

(3) 農道及び林道の整備

農業の生産の向上、農業経営の合理化を図るとともに農村生活環境の改善に資するため、地域特性に配慮した基幹農道整備を図るとともに、産業の振興と農村地域の活性化を図るため必要な農道整備を推進する。

また、効率的な林業生産活動を促進するとともに、森林の多面的機能を活用し、地域の活性化を図るため、林道、林業専用道、森林作業道等の整備を進める。さらに、農山村地域の活性化を図るため、農道、林道の改良や舗装等を進める。

(4) 交通確保対策

住民や来訪者の足を確保するため、鉄道の利便性の向上、県内の主な拠点を短時間で結ぶ幹線バス交通と地域内をきめ細かく巡るバス交通の効果的な接続により、県内全域をカバーする交通ネットワークの確保に取り組む。

また、住民の輸送手段の確保対策として、福祉バス等の活用を図る。

さらに、住民のタクシー利用について、福祉タクシー制度等による支援に努める。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域の生活環境については、生活関連公共施設の整備が着実に進んでいるものの、快適性、利便性が十分満たされているとは言えない。

今後、若年者等の定住をより一層促進するとともに、都市住民との交流及び住民生活の安全の確保を図っていくためには、さらに生活環境施設の整備を推進する必要がある。

特に上下水道などの生活環境整備については、その整備が立ち後れている地域を中心に、住民の安全・安心な生活の確保という観点から、市町村の実情に応じた必要な支援を行っていく。

なお、施設の整備に当たっては、広域市町村圏等との関連及び同一市町村内における施設の効率的な整備と配置について留意しつつ進める。

ア 水道施設については、その整備を積極的に進めてきた結果、普及率が9割を超える高い水準にあるが、さらに老朽施設の改良も含めて継続的な整備に努める。また、水源の確保等、生活用水の確保対策を推進する。

イ 本県の生活排水処理施設の普及率は年々高まっているものの、全国水準よりも低水準であり、特に過疎地域は山間部を抱えていることから、その地域の実態に応じた施設整備を、積極的に推進する。

ウ ごみ処理については、再資源化を推進することを基本として、広域的な処理施設の整備を促進するとともに、分別収集や再資源化システムの確立を図る。また、廃棄物の不法投棄防止対策を講ずる。

エ 定住促進のための地域のニーズを踏まえた良質で魅力のある住宅の整備を進める。

オ 住民生活の安全を確保するため、消防・救急施設等の整備を推進するとともに、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、市町村と連携し、空き家等の所有者に対し、適切な管理に関する啓発や空き家の除却等の助言等を行っていく。

カ 美しい自然景観、農山村景観、豊かな自然に溶け込んだ街並み景観を将来にわたって保全し、創造する。

以上を踏まえ、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

(2) 水道施設、下水処理施設等の整備

生活水準の向上と産業活動に伴う水需要に対応して、良質な水を安定的に供給するため、水源の確保に努めつつ、水道施設等の整備や既存水道施設等の整備・統合を促進する。

また、生活排水処理施設については、地域の実態に応じ、流域下水道、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設やコミュニティ・プラント、浄化槽の整備を促進する。

(3) 消防・救急施設の整備

過疎地域においては、地理的条件から集落が孤立点在しているため、地域ごとに消防防災体制を整備するものとするが、一方、大規模災害、大事故等の発生に即応し、救急活動や避難誘導を迅速に行うため、消防機関相互の広域支援体制や消防防災ヘリコプターの活用及びヘリポートの整備による迅速な消防支援体制の強化を図るものとする。

消防防災体制を充実するため、耐震性貯水槽、消火栓、住宅用火災警報器及び消防ポンプ車等の整備を促進する。

また、安全な地域づくりの観点から、消防救急無線の施設整備等に対し必要な支援を行う。

地域における消防力の強化を図るため、消防団の施設・装備の整備を促進するとともに、消防団への入団促進や教育訓練の充実及び機能別消防団員制度の導入を推進する。

救急施設の整備については、広域消防分署の充実、高規格救急車の配備など、当該市町村を包括する広域市町村圏計画に基づいて検討し推進するものとする。

また、安全な生活環境の整備や災害に強い地域づくりを推進するため、避難路の

整備や緊急輸送道路などの道路防災対策及び土砂災害対策の推進に努める。

7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

地域社会を豊かで活力あるものにするためには、子どもから高齢者まで心身ともに健康で、いきいきと安心して明るく生活ができる仕組みが必要である。少子高齢化が他の地域に比べて著しく進行している過疎地域においてこそ、少子高齢社会のフロントランナーとしての先駆的なモデルを示すことが期待されている。

子育て環境の確保・充実は、子どもを育てる保護者ばかりでなく、地域住民が安心安全に暮らすことのできる街づくりにも寄与するものである。

子育てを、仕事や地域活動と両立させ、過疎地域の持続的発展につなげていくために、子育てに対する不安解消、負担軽減への取り組みを推進する。

また、高齢者自身が社会参加への積極的な意欲を持つとともに、地域社会においてもそれに十分応えられる環境を整備し、高齢者が長い人生経験の中で培ってきた、知識や技能を生かすことのできる社会を形成していく必要がある。

さらに、きめ細かな保健・福祉サービスの確保を図る上で、市町村単独では効率的な行政サービスを提供することが困難である場合には、市町村間で連携した保健・福祉サービス事業の立ち上げを支援するなど、今後の広域圏での人口動向や人口構造の変化も見据えた支援を行っていく必要がある。

このため、やまなし子ども・子育てプラン、高齢者福祉計画、介護保険事業支援計画、地域保健医療計画等に基づき、地域支援事業や老人福祉事業の推進、介護や医療サービスの提供・確保など各種施策を推進するとともに、広域市町村圏計画等との整合を図りながら、各種施設の整備を推進する。

さらに、児童がいきいきと健やかに育つ環境づくりを地域が一体となって進めるとともに、障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念に基づいた地域社会の実現を図ることとし、このための施設の整備を推進する。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

(2) 子育て環境の確保を図るための対策

少子化が進行する中で求められることは、子どもと子育てを地域全体で支援することである。子育てしやすい環境づくりのため、その地域の実情にあわせた取り組みを推進する必要がある。

- ア 地域における子育て支援サービスの充実
- イ 子育て世代包括支援センター機能の整備
- ウ 危険箇所の安全対策 等

(3) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

高齢者が安心して快適に暮らせるように、社会参加の促進と生きがいづくりを推進するとともに、高齢者の保健事業、軽費老人ホーム等における施設サービスや各種介護・医療サービスの提供及び確保、さらには生活環境の整備など、多方面にわたる施策を、広域的な観点から総合的かつ体系的に推進する。

ア 高齢者の社会参加を促進し、生きがいと健康づくりを支援するため、意識啓発、情報の提供、機会づくり、リーダー的人材やボランティアの養成、高齢者グループ活動の支援などを積極的に進める。

イ 祭りや伝承芸能、スポーツなどに、高齢者が参加できるよう、ことぶきマスター制度やシルバー人材センターなどの一層の充実を図るとともに、ボランティア活動や高齢者相互の支え合い活動などの老人クラブによる社会参加活動を支援する。

ウ 高齢者の学習ニーズに応えるため、教育機関、民間企業、ボランティア等とのネットワーク化を促し、生涯学習機会の充実を図る。

エ 高齢者の健康の保持増進と疾病予防を図るため、高齢者の保健事業（健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導）、介護予防事業、各種の保健・福祉事業を推進する。

オ 要介護状態となった高齢者が自立した生活を営むことができるよう、介護保険法に基づく各種サービスの円滑な提供の確保を図るとともに、このための施設の整備や保健医療従事者の確保などの基盤整備を進める。

カ 高齢者が保健医療、福祉サービスを適切に受けることができるよう、地域包括支援センターなど高齢者の福祉増進を図る機関と協働し、民生委員、サービス事業者、関係医療機関等との連携を強化し、地域における生活を支援する。

キ 多様な公共住宅の整備や民間賃貸住宅であるサービス付き高齢者向け住宅の普及促進を進めるとともに、新たな住宅セーフティネット制度の活用も含め、地域の高齢者のニーズに配慮した住まいづくりを推進する。

ク 認知症になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活が送れるよう、介護

サービス事業者への認知症介護に関する研修等を実施するとともに、地域における総合的な支援体制づくりを促進する。

(4) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

児童、障害者等の保健・福祉について、保育所、児童館その他の施設の整備やソフト対策に関し、地域の実情に応じて、また、広域的な連携を図りつつ、その充実に努める。

ア 子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めるため、延長保育等の特別保育事業の推進、保育所等の整備充実、保育所等を核とした地域の子育て支援機能の向上、児童館の整備を図るとともに、児童館、公民館、保育所、学校等を活用した放課後児童クラブの設置や放課後児童支援員の確保等に努める。

イ 地域における子育て支援機能の向上を図るため、地域子育て支援センターの整備を促進するとともに、子育てに関する情報提供・情報交流、子育てサークル等の育成・活動・交流の促進などに取り組む。

ウ 身近に同年代の子どもが少なく、団体での活動の機会が十分に得られない子どもたちに、スポーツ、芸術、文化など様々な分野で、近隣地域とも連携した交流機会の提供を図る。

エ 妊産婦、周産期、新生児期、乳幼児期を通じた疾病の予防と健康管理をはじめ、思春期の保健対策、発育・発達の問題や慢性疾患のある子どもへの適切な対応など、母子保健医療対策を充実するとともに、子育て世代包括支援センター等の整備を図る。

オ 障害者が地域の中で積極的に社会活動に参加し、生きがいをもって暮らすことができるよう、施設や情報のバリアフリー化、巡回相談、訪問診査、ボランティアの育成等に取り組むとともに、地域の実状や広域的な視点を踏まえつつ、障害者福祉施設等の整備を進める。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

すべての県民が、生涯にわたって健やかに明るく暮らしていくためには、きめ細やかで体系的な保健医療サービスが、適時適切に受けられるような体制づくりを推

進することが重要である。

特に過疎地域においては、住民の医療不安を解消し、常時、適切に医療需要に応じる体制の確保に努めなければならない。

医療の確保については、基礎自治体である市町村が、住民生活を支える基本的な行政サービスをして対策を講じるべきであるものの、特に医師の確保などについては市町村単独の対応では限界もあることから、様々な過疎対策の分野の中でも特に都道府県による主体的な取り組みが市町村から求められている分野でもある。

こうした実情や市町村のニーズを踏まえ、地域医療の確保に係る課題を医療圏全体での問題として捉え、広域圏として地域医療を支えるシステムを構築するなど、広域自治体としての役割を果たしていく必要がある。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

(2) 無医地区対策

過疎地域を取り巻く社会環境が、市町村保健師の配置、道路整備の促進、モータリゼーションの進展等により変容してきており、医療確保の状況は改善されてきている。

しかし、過疎地域にはまだ無医地区が存在しており、今後とも、住民の健康管理の充実や救急医療体制の確保を推進する必要がある、医療分野での広域的ネットワークの形成も必要である。

このため、患者輸送車の整備や、巡回・出張診療の充実、医師の確保、健康管理システムの確立など、機動力と柔軟性に富んだ無医地区対策の推進を図る。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

特定診療科に係る医療を確保するため、過疎地域を抱える病院及び診療所の機能の整備を図る。

また、へき地医療拠点病院を中心とした専門医師による巡回診療により、医療の確保を図る。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

激しく変化する社会の中で、他人と協調しながら自立的に社会生活を送ることができ、次代を担う、郷土愛にあふれる青少年を育成するため、高齢化、国際化、情報化の進展や環境問題等に対応した、教科の枠を超えた総合的な教育を展開すると

ともに、学校、家庭、地域の役割の明確化と連携の強化を図りながら、地域の特性に応じた多様な体験活動や交流活動等を通じた教育を推進する。

また、住民一人ひとりが、社会の変化に対応して絶えず新しい知識や技能を習得し、生涯を通じて心豊かで充実した人生を送ることができるよう、生涯学習の振興及び社会教育の充実を図る。

さらに、住民の体力の向上や健康の増進を図るとともに、住民の交流や地域間交流の促進を図る上からも、総合型地域スポーツクラブの育成などにより、体育・スポーツ及びレクリエーションの振興を図る。

公立小中学校等の学校教育施設の整備及び集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備について、地域特性（集落や市町村の地理的特性、人口動態等）及び地域を包括する広域市町村圏計画等を踏まえ、計画的にこれを推進するものとする。

また、児童・生徒の通学手段の確保という面でも欠くことのできない生活交通については、その維持に係る負担は大きく、過疎地域市町村にとって課題となっている。

このため、市町村が行う児童・生徒の通学対策について補完的に支援したり、あるいは高校への通学など市町村をまたぐ通学支援対策について、市町村間の調整や支援を行うなど、過疎対策における教育環境の整備を図る上で配慮する必要がある。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

（２）公立小中学校の統合整備等教育施設の整備

小中学校の教育施設の整備については、教育の充実を図る上で、統合、複式学級の改善が重要課題である。統合については、学校が持つ地域的意義、通学上の問題等地域の実情を十分配慮し、慎重に対処しなければならない。

また、複式学級の改善については、教育機器の活用、教員の配置、学級編制の基準の見直し等により、教育水準の向上を目指す。

ア 多様な学習形態、高度な情報機器の導入などを可能とする高機能かつ多機能な教育施設の整備に努めるとともに、児童生徒の学習及び生活のための場にふさわしい健康や安全に配慮した教育環境づくりを進める。その際、地域の学習やまちづくりの拠点としても活用できるよう十分配慮する。

イ 遠距離通学児童・生徒の通学手段を確保するため、福祉バスの活用の検討、スクールバス等の整備充実を図る。

ウ 学校給食の内容の充実を図るとともに、給食施設・設備、輸送体制等を充実する。

エ 小規模校においては、適正規模化を推進するとともに、老朽校舎等の改築を進

め、教育環境の充実を図る。

オ へき地における義務教育の円滑な実施を図るため、教職員住宅の充実を図るものとする。

カ 過疎地域の小規模校、少人数学級ならではの良さを生かし、山村留学や都市部の学校との体験交流など、学校活性化の取り組みを進める。また、地域再生の観点に立って、余裕教室を交流施設とするなど学校施設の有効活用を推進する。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

ア 過疎地域における生涯学習活動や社会教育活動の活性化を図るため、これらの活動の拠点となるべき各種集会施設、社会教育施設等の整備を、複合的施設の整備や広域的な生活圏における機能に配慮しながら推進する。

イ 社会体育施設については、すべての住民がスポーツに親しみながら、健康の増進を図り、親密な人間関係を育成していくため、おおむね次のとおり整備する。

(ア) 中規模のスポーツ広場及び小中学校の施設を利用するための夜間照明施設は中規模の集落単位で、また、市町村のセンター的スポーツ広場、体育館、プール、コート等は市町村単位で整備するとともに、スポーツセンター等の大規模施設については、当該市町村を包括する広域的な生活圏を考慮して設置する。

(イ) 施設の有効利用を図るため、学校体育施設の地域開放を推進する。

10 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

過疎地域では、長い歴史と風土の中で、先人たちが営々と築きあげてきた地域固有の貴重な伝統文化、生活文化及び芸能を数多く有しており、これらは、それぞれの地域の個性を形づくり、また住民に自信と誇り、あるいは郷土意識を醸成させるものである。

また、こうした地域文化は、地域の財産にとどまらず、広く県民、国民の共有の財産でもあり、過疎地域に対する都市部の住民の関心が高まりつつある中で、地域間交流の促進や地域産業の振興を図る上からも、その振興には大きな意義がある。

今後も、これらの地域文化を守り育てるとともに、それらに新しい価値を見出し、より一層磨き上げていくなど、積極的な振興を図っていく必要がある。

このため、地域の特色を生かしながら、守り育てられてきた伝統文化等を保存、

継承する個人や団体の活動に対して支援するほか、地域の文化財や歴史的遺産の保存・活用を進めるための周辺環境の整備を通じて、地域の住民や都市住民等が伝統文化等に接する機会をより一層充実させるなど、地域文化の振興等を推進する。

なお、地域文化の振興等に当たっては、文化的な地域を創り出そうという住民の主体的な活動や、他地域等との交流を通じて地域文化を積極的に紹介していくための場づくりが重要であり、これらを支援するためのリーダー養成や機会づくりを推進することが必要である。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

(2) 地域文化の振興対策

過疎地域の文化財及び歴史的遺産を保存・活用していくことにより、地域住民に郷土への自信や誇り、郷土意識を醸成し、地域文化のさらなる振興につなげていく。

また、芸術文化活動や研究発表の場の提供等により、住民の教養向上や地域文化の伝承等を行うリーダー養成を推進する。

1 1 集落の整備

(1) 集落整備の方針

過疎地域における集落は、その地理的条件から、少戸数で点在しているものが多いのに加え、社会的、経済的基盤の脆弱さや都市的生活への欲求から若者の流出が著しく、この結果、地形的に末端にあるなど基礎的条件の厳しい集落においては、地域コミュニティが崩壊し、相互扶助等伝統的な集落機能が低下している。

このため、このような集落に対しては、過疎地域の特性に応じた役割と認識を高めながら、地域の個性化と地域イメージの鮮明化、さらにコミュニティ活動の基盤整備等を推進することにより、集落の整備を図ってきており、成果を得てきたところである。

そして、今後さらに集落の整備・活性化を推進するため、中心集落、基礎的集落を含めた広い範囲での集落機能の再構築を図るとともに、行政による機能補完を図ることが必要である。また、集落における生活基盤、生活環境及び集落内、集落間の交通通信網を整備して、地域における社会経済活動の円滑化、行政サービスの効率化・公平化を図るものとする。さらに、中心となる基幹的集落に日常生活に不可欠な機能を集積させ、周辺集落と基幹集落との間のアクセス手段を確保することにより人々が安心して暮らせる環境を維持する「集落ネットワーク圏(小さな拠点)」を形成することにより、圏域全体を活性化していく取り組みを推進していくものと

する。

なお、過疎地域においては、地域住民の郷土への愛着心や自信の高揚、地域住民の自主的、主体的取り組みによる地域づくりを進めていくことが重要であり、恵まれた自然環境、地域文化及び歴史的遺産等の地域資源の再確認や、こうした豊かな自然や農山村の文化を求めて訪れる都市住民との交流をさらに促進していくものとする。

特に、人口減少と高齢化が進む過疎地域市町村では、集落の活性化を図る上で、その担い手確保が大きな課題の一つである。一方で、国においても、近年の自然志向の高まりやライフスタイルの多様化等に伴い、都市と農山漁村の交流が活発化しつつある動きを捉え、「集落支援員」制度や「地域おこし協力隊」など、集落を支える人材を確保・派遣するための支援制度のほか、隊員が慣れない地域で円滑に活動できるような受け入れ体制やサポート体制の整備、地域おこし協力隊の定住・定着を促進するため隊員の任期終了後の起業支援などにより、地域社会の担い手の育成や誘致を多面的に支援している。

このため、集落支援員の設置や地域おこし協力隊の受け入れ体制の整備など過疎地域市町村の集落活性化に向けた取り組みに対し支援する必要がある。

また、広域自治体としての情報収集能力を発揮し、地域づくりに関わる特徴的・先進的な取り組みや政策情報について、県内外の事例を収集・提供しながら、各地域にふさわしい地域づくり施策の展開を促進することも必要である。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

(2) 集落の再編整備

集落の移転等集落再編整備に当たっては、地域の実情や地域住民の意向を十分に尊重しながら進めるものとする。

また、若者や都市等から転入するU J Iターン者も含めた定住促進のための魅力ある住宅の整備について推進するとともに、地域の魅力を生かした二拠点居住者の受け入れや、集落の担い手確保につながる空き家改修を促進するための支援をしていく。

さらに、集落再編によって生まれた空き家や空き校舎等を体験学習・創作活動の施設や宿泊施設、サテライトオフィスやコワーキングスペースとして再生させることも検討し、交流拠点として有効活用を図る。

1 2 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進の方針

地域で利用するエネルギーの大半を、輸入される化石資源に依存しているが、地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源である豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有効利用することで、「消費する地域」から「生み出す地域」に移行し、その収益を再投資することで、新たな産業と雇用を生み、地域内で経済を循環させることができる。

再生可能エネルギーの活用により過疎地域の持続的発展に資する取り組みを推進し、脱炭素化の促進につなげていく。

そこで、過疎地域の実態に合わせ、以下の対策を推進する。

(2) 地域資源を活用した多様な再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの導入には、コスト、適地の確保、環境との共生等の課題があることから、それぞれの地域の実情に応じ、経済を循環させ、防災や暮らしの質の向上等に資する観点から、景観・自然環境への影響等を考慮しながら、適切に再生可能エネルギーの導入を促進する。

自家消費型太陽光発電については、本県の恵まれた日照時間を生かした自立・分散型電源となり、地域の強靱化や電力系統の負担軽減にもつながることから、住宅、公共施設、各種事業所等への導入を促進する。

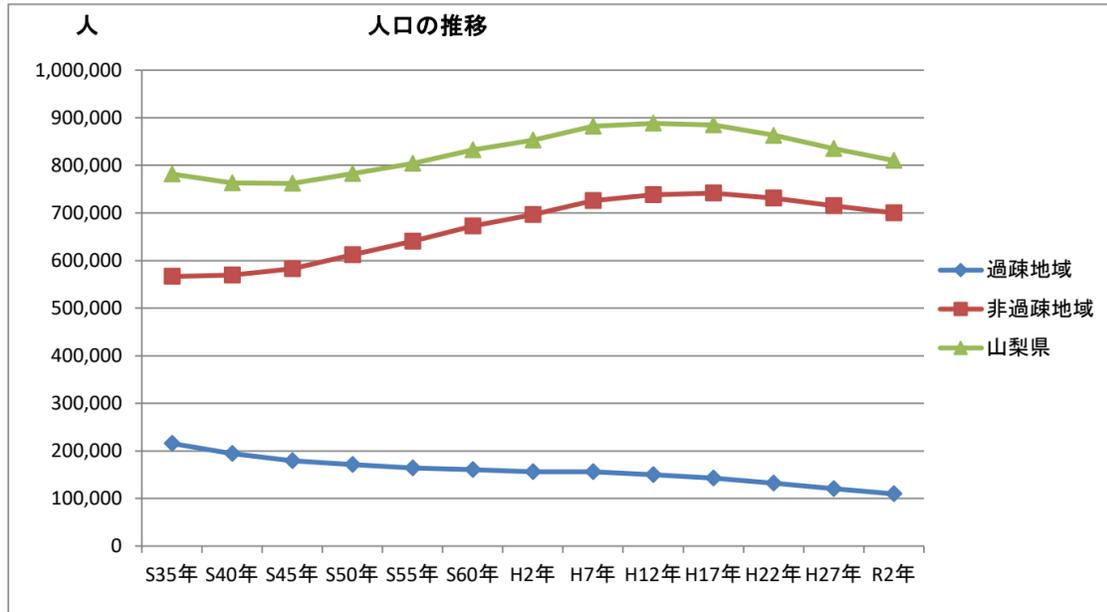
事業用太陽光発電については、発電施設の設置、維持管理及び廃止に至る太陽光発電事業の全般において、地域環境を保全し、災害の発生を防止する方法により適切に実施するものとし、地域と共生する太陽光発電事業の普及により、太陽光発電事業と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活の確保を図る。

小水力発電については、開発有望地点の流量など、事業化の検討に向けた調査結果等に基づき、市町村や事業者の取り組みを支援することにより、導入を促進する。

木質バイオマスについては、豊富な森林資源を有する本県の強みを生かし、木質バイオマス利用設備の整備や林地残材、未利用間伐材などの安定的・効率的な供給体制の強化を図り、地域密着型の小規模発電や熱利用など適切なエネルギー利用を推進する。

また、再生可能エネルギーによる発電と同様に、太陽熱、地中熱等再生可能エネルギー熱は、地域性の高いエネルギーであることから、普及の促進や利活用の検討を進める必要がある。

人口の推移(地域別) 単位:人														
区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	S60年~ R2年
過疎地域 計	215,601	194,178	179,109	171,314	163,732	160,415	156,325	155,991	150,069	142,900	131,819	120,179	109,637	
		▲ 9.9	▲ 7.8	▲ 4.4	▲ 4.4	▲ 2.0	▲ 2.5	▲ 0.2	▲ 3.8	▲ 4.8	▲ 7.8	▲ 8.8	▲ 8.8	▲ 31.7
非過疎地域 計	566,461	569,016	582,920	611,736	640,524	672,417	696,641	726,005	738,103	741,615	731,256	714,751	700,337	
		0.5	2.4	4.9	4.7	5.0	3.6	4.2	1.7	0.5	▲ 1.4	▲ 2.3	▲ 2.0	4.2
山梨県 計	782,062	763,194	762,029	783,050	804,256	832,832	852,966	881,996	888,172	884,515	863,075	834,930	809,974	
		▲ 2.4	▲ 0.2	2.8	2.7	3.6	2.4	3.4	0.7	▲ 0.4	▲ 2.4	▲ 3.3	▲ 3.0	▲ 2.7
(ア)旧牧丘町、旧三富村、 甲州市	55,718	50,930	48,234	47,212	45,918	45,748	45,201	45,742	44,217	42,812	39,975	37,074	34,042	
		▲ 8.6	▲ 5.3	▲ 2.1	▲ 2.7	▲ 0.4	▲ 1.2	1.2	▲ 3.3	▲ 3.2	▲ 6.6	▲ 7.3	▲ 8.2	▲ 25.6
旧牧丘町	9,892	8,742	8,049	7,539	7,146	6,956	6,679	6,248	5,920	5,681	5,008	4,543	4,096	
		▲ 11.6	▲ 7.9	▲ 6.3	▲ 5.2	▲ 2.7	▲ 4.0	▲ 6.5	▲ 5.2	▲ 4.0	▲ 11.8	▲ 9.3	▲ 9.8	▲ 41.1
旧三富村	2,750	2,251	2,046	1,772	1,503	1,454	1,484	1,448	1,372	1,209	1,040	860	709	
		▲ 18.1	▲ 9.1	▲ 13.4	▲ 15.2	▲ 3.3	2.1	▲ 2.4	▲ 5.2	▲ 11.9	▲ 14.0	▲ 17.3	▲ 17.6	▲ 51.2
甲州市	43,076	39,937	38,139	37,901	37,269	37,338	37,038	38,046	36,925	35,922	33,927	31,671	29,237	
		▲ 7.3	▲ 4.5	▲ 0.6	▲ 1.7	0.2	▲ 0.8	2.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 5.6	▲ 6.6	▲ 7.7	▲ 21.7
(イ)旧芦川村	1,734	1,452	1,154	1,067	934	843	742	651	590	521	442	361	276	
		▲ 16.3	▲ 20.5	▲ 7.5	▲ 12.5	▲ 9.7	▲ 12.0	▲ 12.3	▲ 9.4	▲ 11.7	▲ 15.2	▲ 18.3	▲ 23.5	▲ 67.3
(ウ)旧上九一色村、市川三郷町、 旧鵜沢町、早川町、身延町、南部町	97,368	85,919	77,633	72,392	68,115	65,621	62,343	59,258	55,591	51,876	47,035	42,149	37,760	
		▲ 11.8	▲ 9.6	▲ 6.8	▲ 5.9	▲ 3.7	▲ 5.0	▲ 4.9	▲ 6.2	▲ 6.7	▲ 9.3	▲ 10.4	▲ 10.4	▲ 42.5
旧上九一色村	2,309	2,237	2,059	1,880	1,822	1,711	1,730	1,779	1,639	1,521	1,352	1,229	1,102	
		▲ 3.1	▲ 8.0	▲ 8.7	▲ 3.1	▲ 6.1	1.1	2.8	▲ 7.9	▲ 7.2	▲ 11.1	▲ 9.1	▲ 10.3	▲ 35.6
市川三郷町	25,078	24,031	23,056	22,718	21,985	21,690	20,641	19,885	18,854	17,939	17,111	15,673	14,700	
		▲ 4.2	▲ 4.1	▲ 1.5	▲ 3.2	▲ 1.3	▲ 4.8	▲ 3.7	▲ 5.2	▲ 4.9	▲ 4.6	▲ 8.4	▲ 6.2	▲ 32.2
旧鵜沢町	7,562	6,913	6,383	6,163	5,616	5,283	5,028	4,610	4,474	4,294	3,853	3,443	3,041	
		▲ 8.6	▲ 7.7	▲ 3.4	▲ 8.9	▲ 5.9	▲ 4.8	▲ 8.3	▲ 3.0	▲ 4.0	▲ 10.3	▲ 10.6	▲ 11.7	▲ 42.4
早川町	10,679	6,565	4,862	3,777	3,005	2,651	2,269	1,977	1,740	1,534	1,246	1,068	1,098	
		▲ 38.5	▲ 25.9	▲ 22.3	▲ 20.4	▲ 11.8	▲ 14.4	▲ 12.9	▲ 12.0	▲ 11.8	▲ 18.8	▲ 14.3	2.8	▲ 58.6
身延町	35,616	31,294	27,697	25,083	23,222	22,327	20,849	19,570	18,021	16,334	14,462	12,669	10,663	
		▲ 12.1	▲ 11.5	▲ 9.4	▲ 7.4	▲ 3.9	▲ 6.6	▲ 6.1	▲ 7.9	▲ 9.4	▲ 11.5	▲ 12.4	▲ 15.8	▲ 52.2
南部町	16,124	14,879	13,576	12,771	12,465	11,959	11,826	11,437	10,863	10,254	9,011	8,067	7,156	
		▲ 7.7	▲ 8.8	▲ 5.9	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 1.1	▲ 3.3	▲ 5.0	▲ 5.6	▲ 12.1	▲ 10.5	▲ 11.3	▲ 40.2
(エ)旧芦安村	1,161	1,019	839	699	637	622	552	611	613	470	397	328	227	
		▲ 12.2	▲ 17.7	▲ 16.7	▲ 8.9	▲ 2.4	▲ 11.3	10.7	0.3	▲ 23.3	▲ 15.5	▲ 17.4	▲ 30.8	▲ 63.5
(オ)旧須玉町、旧白州町、 旧武川村	23,238	19,566	17,263	16,417	15,538	15,292	15,333	15,224	14,864	14,386	13,436	12,430	11,842	
		▲ 15.8	▲ 11.8	▲ 4.9	▲ 5.4	▲ 1.6	0.3	▲ 0.7	▲ 2.4	▲ 3.2	▲ 6.6	▲ 7.5	▲ 4.7	▲ 22.6
旧須玉町	11,727	10,482	9,009	8,403	7,765	7,598	7,561	7,362	7,151	6,892	6,374	5,908	5,520	
		▲ 10.6	▲ 14.1	▲ 6.7	▲ 7.6	▲ 2.2	▲ 0.5	▲ 2.6	▲ 2.9	▲ 3.6	▲ 7.5	▲ 7.3	▲ 6.6	▲ 27.3
旧白州町	6,677	5,370	4,747	4,555	4,421	4,309	4,338	4,342	4,285	4,115	3,839	3,514	3,412	
		▲ 19.6	▲ 11.6	▲ 4.0	▲ 2.9	▲ 2.5	0.7	0.1	▲ 1.3	▲ 4.0	▲ 6.7	▲ 8.5	▲ 2.9	▲ 20.8
旧武川村	4,834	3,714	3,507	3,459	3,352	3,385	3,434	3,520	3,428	3,379	3,223	3,008	2,910	
		▲ 23.2	▲ 5.6	▲ 1.4	▲ 3.1	1.0	1.4	2.5	▲ 2.6	▲ 1.4	▲ 4.6	▲ 6.7	▲ 3.3	▲ 14.0
(カ)道志村、小菅村、 丹波山村、上野原市	36,382	35,292	33,986	33,527	32,590	32,289	32,154	34,505	34,194	32,835	30,534	27,837	25,490	
		▲ 3.0	▲ 3.7	▲ 1.4	▲ 2.8	▲ 0.9	▲ 0.4	7.3	▲ 0.9	▲ 4.0	▲ 7.0	▲ 8.8	▲ 8.4	▲ 21.1
道志村	3,108	2,761	2,627	2,424	2,231	2,141	2,150	2,153	2,087	2,051	1,919	1,743	1,607	
		▲ 11.2	▲ 4.9	▲ 7.7	▲ 8.0	▲ 4.0	0.4	0.1	▲ 3.1	▲ 1.7	▲ 6.4	▲ 9.2	▲ 7.8	▲ 24.9
小菅村	2,021	1,659	1,461	1,328	1,284	1,227	1,177	1,123	1,084	1,018	816	726	684	
		▲ 17.9	▲ 11.9	▲ 9.1	▲ 3.3	▲ 4.4	▲ 4.1	▲ 4.6	▲ 3.5	▲ 6.1	▲ 19.8	▲ 11.0	▲ 5.8	▲ 44.3
丹波山村	2,261	1,966	1,581	1,364	1,197	1,149	1,037	981	866	780	685	563	530	
		▲ 13.0	▲ 19.6	▲ 13.7	▲ 12.2	▲ 4.0	▲ 9.7	▲ 5.4	▲ 11.7	▲ 9.9	▲ 12.2	▲ 17.8	▲ 5.9	▲ 53.9
上野原市	28,992	28,906	28,317	28,411	27,878	27,772	27,790	30,248	30,157	28,986	27,114	24,805	22,669	
		▲ 0.3	▲ 2.0	0.3	▲ 1.9	▲ 0.4	0.1	8.8	▲ 0.3	▲ 3.9	▲ 6.5	▲ 8.5	▲ 8.6	▲ 18.4



区分	若年者比率 (15歳以上30歳未満)		高齢者比率 (65歳以上)	
	H27 国調	R2国調	H27 国調	R2国調
県全体	14.1%	13.4%	28.1%	30.4%
過疎地域	12.0%	11.0%	35.9%	39.5%

産業別就業者数(R2年国勢調査)

※構成割合は端数調整していないため、合計が100%にならない場合があります。

区分	1次	2次	3次	計
過疎地域 計	6,427	14,838	32,474	53,739
	12.0%	27.6%	60.4%	100.0%
非過疎地域 計	19,965	94,883	223,090	337,938
	5.9%	28.1%	66.0%	100.0%
山梨県 計	26,392	109,721	255,564	391,677
	6.7%	28.0%	65.3%	100.0%
(ア) 旧牧丘町、旧三富村、 甲州市	4,496	3,261	9,813	17,570
	25.6%	18.6%	55.9%	100.0%
(イ) 旧芦川村	32	26	76	134
	23.9%	19.4%	56.7%	100.0%
(ウ) 旧上九一色村、市川三郷町、 旧鯉沢町、早川町、 身延町、南部町	708	5,836	11,343	17,887
	4.0%	32.6%	63.4%	100.0%
(エ) 旧芦安村	6	39	69	114
	5.3%	34.2%	60.5%	100.0%
(オ) 旧須玉町、旧白州町、 旧武川村	865	1,637	3,206	5,708
	15.2%	28.7%	56.2%	100.0%
(カ) 道志村、小菅村、丹波山村、 上野原市	320	4,039	7,967	12,326
	2.6%	32.8%	64.6%	100.0%

無医地区等の状況(山梨県地域保健医療計画から)

: 過疎地域

○無医地区

医療圏	市町村	旧市町村	地区名
峡南	身延町	旧下部町	折八
中北	北杜市	旧須玉町	和田・黒森
峡東	山梨市	旧三富村	三富
富士・東部	都留市		大平
	大月市		瀬戸
			浅川
			奥山
県計	5市町村		7地区
過疎地域計	3市町村		3地区

○無医地区に準じる地区

医療圏	市町村	旧市町村	地区名
中北	甲府市	旧上九一色村	古関・梯
	北杜市	旧須玉町	比志
峡東	甲州市	旧大和村	天目
	笛吹市	旧芦川村	旧芦川村
峡南	身延町	旧下部町	三保
		旧中富町	大須成 曙
	早川町		奈良田
			硯島
			西山 保
富士・東部	富士河口湖町	旧上九一色村	富士ヶ嶺
	小菅村		長作
	丹波山村		鴨沢
県計	9市町村		14地区
過疎地域計	9市町村		14地区